

京都市教育委員会教育実践功績表彰会議開催要綱

(趣旨)

第1条 京都市教育委員会教育実践功績表彰について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市教育委員会教育実践功績表彰会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、教育に深い識見を有する者の中から教育長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する会議の委員の人数は、15人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、式典を実施する月の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員のうちから会議の委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行をつかさどる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、教育長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、教育委員会事務局総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年度教育実践功績表彰式典実施日（平成25年11月25日）の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に従前の京都市教育委員会教育実践功績表彰選考委員会（以下「旧選考委員会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。

3 この要綱の施行の際現に旧選考委員会の委員長である者は、施行日に第4条第1項の規定により委員長に指名されたものとみなす。